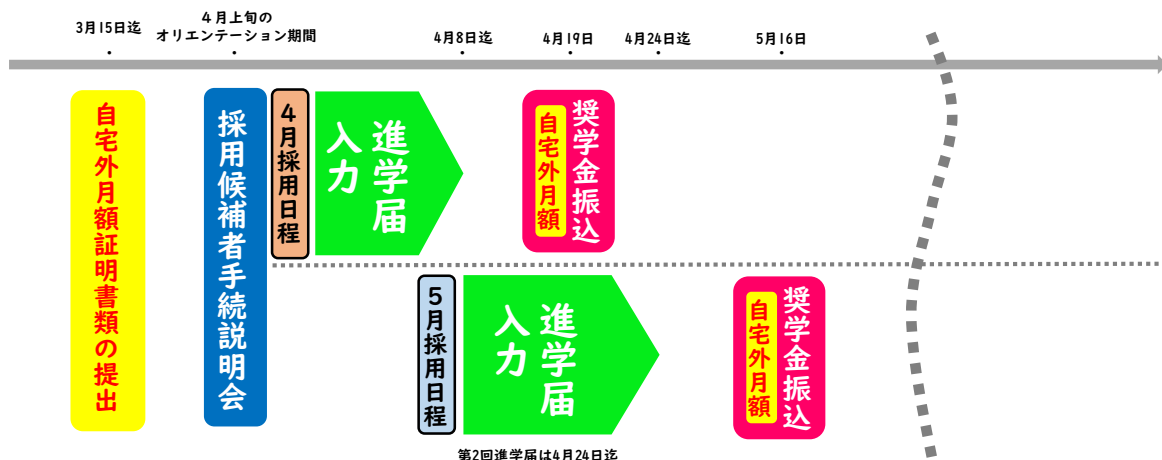


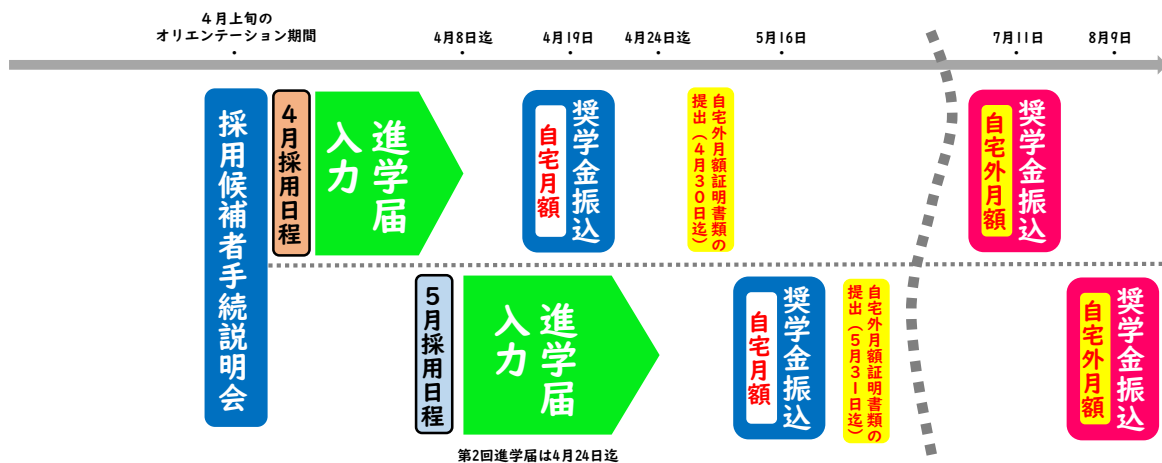
日本学生支援機構 給付奨学金 自宅外月額支給の早期化について

①3月15日までに自宅外月額の手続きをした場合



3月15日までに必要書類を提出し、不備無く審査が完了した場合は、予約採用者手続説明会に出席後、インターネットで進学届を期日内に提出してください。初回振込から自宅外月額が適用されます。

②進学後に自宅外月額の手続きをした場合



進学届提出後の初回振込は、自宅月額が適用されます。自宅外月額を希望する場合は、必要書類を提出し、機構での書類審査が完了し次第、自宅外月額変更を行い、**自宅外通学となった月まで遡った分の差額**と当月分を振り込みます。

ただし、届出が入居日から3か月以上経過している場合は、自宅外通学開始月ではなく届出の属する月から自宅外月額への変更となります。

※進学届とは

大学等奨学生採用候補者に決定された方は、進学後、インターネットを利用した届け出をしなければ、奨学金を受給することができません。この届け出を「進学届」といいます。

進学届を提出するためには、進学届提出用ホームページにアクセスするための「識別番号」が必要です。

識別番号は、オリエンテーション期間中に開催される「予約採用者手続説明会」で、採用候補者決定通知【進学先提出用】と引き換えにお渡しします。必ず、採用候補者決定通知【進学先提出用】を持参したうえで、「予約採用者手続説明会」に参加してください。